

【表紙】

- 【提出書類】 有価証券届出書
- 【提出先】 関東財務局長
- 【提出日】 平成28年7月22日
- 【会社名】 シノプシス・インク
(Synopsys, Inc.)
- 【代表者の役職氏名】 副法律顧問兼秘書役補佐：エリカ・ヴァルガ・マッケンロー
(Erika Varga McEnroe, Deputy General Counsel and Assistant Secretary)
- 【本店の所在の場所】 アメリカ合衆国 94043 カリフォルニア州 マウンテン・ビュー、
イースト・ミドルフィールド・ロード 690
(690 East Middlefield Road, Mountain View, CA 94043,
U.S.A.)
- 【代理人の氏名又は名称】 弁護士 高 橋 謙
- 【代理人の住所又は所在地】 東京都港区六本木一丁目9番10号
アークヒルズ仙石山森タワー28F
ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）
- 【電話番号】 (03)6271-9900
- 【事務連絡者氏名】 弁護士 渡 邊 大 貴
- 【連絡場所】 東京都港区六本木一丁目9番10号
アークヒルズ仙石山森タワー28F
ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）
- 【電話番号】 (03)6271-9900
- 【届出の対象とした募集有価証券の種類】 シノプシス・インク記名式額面普通株式（額面金額：0.01米ドル）
の取得に係る新株予約権証券
- 当該有価証券は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である。
- 【届出の対象とした募集金額】 0.00米ドル（0円）（注1）
2,182,500米ドル（228,398,625円）（見込額）（注2）（注3）
- 【安定操作に関する事項】 該当事項なし
- 【縦覧に供する場所】 なし

- (注) 1 新株予約権証券の発行価額の総額。
2 新株予約権証券の発行価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権証券の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額。
3 かかる見込額の詳細については第一部 [証券情報] を参照のこと。

注(1) 本書において、文脈上別段の指示がある場合を除き、「当社」、「シノプシス・インク」、又は「シノプシス」とは、文脈に応じてシノプシス・インク又はシノプシス・インク及びその子会社を指す。

注(2) 別段の記載がある場合を除き、本書に記載の「米ドル」及び「ドル」はアメリカ合衆国ドルを指す。本書において便宜上記載されている日本円への換算は、1米ドル=104.65円の換算率(平成28年7月13日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場仲値)により換算されている。

注(3) 本書中の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しない。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新株予約権証券の募集】

(1)【募集の条件】

発行数	47,477個(見込数)(注1)
発行価額の総額	無償
発行価格	無償
申込手数料	該当事項なし。
申込単位	1個
申込期間	自2016年8月1日至2016年8月31日(注2)
申込証拠金	該当事項なし。
申込取扱場所	名宛人：エリカ・ヴァルガ・マッケンロー シノプシス・インク アメリカ合衆国、94043、カリフォルニア州 マウンテン・ビュー、イースト・ミドルフィールド・ロード 690
割当日	2016年9月1日
払込期日	該当事項なし。
払込取扱場所	該当事項なし。

(注1)本新株予約権の目的となる株式数と同数を記載した。

(注2)申込期間中、適格従業員は本プラン（以下に定義）への参加、又は本プランへの参加の継続を選択することができる。プラン参加者（以下に定義）は、次の購入期間への参加を希望する場合（但し、プラン参加者は参加を要求されない）、当社が申込のために定める指示に従わなければならない。本有価証券届出書に関する購入期間は2016年9月1日に開始する。

(摘 要)

プランの採択及び対象者

本募集は、2016年1月15日開催の当社取締役会（以下「取締役会」という。）の報酬委員会により採択された決議により修正され、2016年3月29日開催の当社年次株主総会で承認されたシノプシス・インク従業員ストック・パーチェス・プラン（以下「本プラン」という。）に基づくものである。

本募集は、当社の日本における子会社のプランに参加する適格性を有する従業員（以下、「適格従業員」という。）291名（以下、プランに参加する適格従業員を「プラン参加者」という。）を対象に、シノプシス・インク株式を目的とする新株予約権証券を発行するものである。

ここにいう日本における子会社とは、日本シノプシス合同会社（当社の日本における100%間接所有子会社）を指す。

プランの目的

本プランの目的は、当社及び1社以上の当社の関連会社の適格従業員に対し、当社普通株式の購入を通じて、当社の所有権を取得する機会を提供することにある。

プランの実施

購入期間は、毎年3月1日及び9月1日に開始する。プラン参加者は、適用購入期間中、自己の報酬の最大15%の割合(但し、今回の募集に限り、最大拋出率は10%に定められている。)で毎月給与天引により株式購入資金を拋出し、(i)募集日(本プランにおいて定義される。本新株予約権の募集日は2016年9月1日である。)における1株あたり公正市場価格又は(ii)購入日(本プランにおいて定義される。本新株予約権の購入日は2017年2月28日である。)における1株あたり公正市場価格のいずれか低い方の85%に相当する金額により、当社普通株式を購入することができる。但し、各購入期間の最大購入額は一人あたり7,500米ドルとする。例えば、従業員が2016年9月1日に開始する新規購入期間に登録した場合、当該期間の購入日における行使価格は、(i)2016年9月1日における1株あたり公正市場価格又は(ii)2017年2月28日における1株あたり公正市場価格のいずれか低い方の85%に相当する金額となる。従業員が2016年9月1日より前又はそれより後に開始する購入期間に登録する場合、募集日は異なるものとなり、また同じく購入価格も異なるものとなる。取締役会は、募集の範囲内の新規購入期間の最初の日における普通株式の公正市場価格が、募集日における普通株式の公正市場価格に相当又はこれを下回る場合、()その募集は直ちに終了し、()当該新規購入期間の最初の日から開始する新規募集に、その終了した募集の参加者を自動的に登録するとの内容を含む形で募集を行う裁量を有する(かかる再募集の規定は今回の募集にも含まれている。)。全プラン参加者が一人あたり最大購入額である7,500米ドルを拋出したと仮定した場合、本募集にかかわる購入期間(自2016年9月1日至2017年2月28日)における適格従業員による最大拋出総額は、2,182,500米ドル(228,398,625円)となるものと見込まれる。上記「発行数」は、かかる最大拋出額を2016年6月30日の当社普通株式のナスダック・グローバル・セレクト・マーケット(以下「NASDAQ」という。)における終値54.08ドル(5,659円)の85%の値(45.97ドル(4,811円))で除することにより算出したものである。なお、プランへの参加の選定及び給与天引率の決定に関しては、各適格従業員は、委員会が規定する様式及び方法により行うものとする。

プランの運営及び管理

本プランは、取締役会又は取締役会に指定された者(指定された各人は「プラン運営者」となる。)が運営する。効力発生日現在、取締役会は、取締役会の報酬委員会をプラン運営者として指定している。

(2)【新株予約権の内容等】

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	<p>本新株予約権は、本プランに基づき、各購入期間内において自己の報酬の最大15%を給与控除により株式購入資金として拠出し、(i)募集日における1株あたり公正市場価格又は(ii)購入日における1株あたり公正市場価格のいずれか低い方の85%に相当する金額である購入価格により、当社普通株式を購入することができる権利である。(但し、各購入期間あたりの最大購入額は一人あたり7,500米ドルである。)最終的な購入価格は、購入日まで明らかにはならない。</p> <p>したがって、当社株式の時価が下落した場合には、本新株予約権の行使時の払込金額も下落し、その結果、本新株予約権の行使によりプラン参加者が取得することとなる普通株式数は増加する。但し、拠出金の額は予め定められた金額による為、株価の下落によって変動することはない。</p> <p>本プランにおいては、各購入期間におけるプラン参加者の拠出額を、(i)募集日における1株あたり公正市場価格又は(ii)購入日における1株あたり公正市場価格のいずれか低い方の85%に相当する金額である購入価格で除すことにより、新株予約権の目的となる株式の数が決定される。但し、上述の通り、拠出金の額は予め定められた金額による為、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は株価によって変動することはない。</p> <p>本新株予約権は、当社及び1社以上の当社の関連会社の従業員に対し、当社普通株式の購入を通じて、当社の所有持分を取得する機会を提供することを目的としたものである。適格従業員による参加は任意であり、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額は、各プラン参加者が自己の報酬の15%を上限とした給与控除を通じて拠出した金額(但し各購入期間あたりの最大購入額は一人あたり7,500米ドルである。)により決まるため、上記の払込金額について下限は定められていない。</p> <p>さらに、本プランに基づき発行可能な株式総数は45,700,000株を超えないものとし、各プラン参加者は、本プランに基づき付与される本新株予約権と、当社及び関連会社の全ての従業員ストック・パッチェス・プランに基づき付与されたその他の権利と併せ、これらの権利が有効である各暦年毎に、当社又は関連会社の株式の公正市場価格(公正市場価格は、かかる権利の付与時に、また本プランについては、各募集日現在に決定される。)による25,000ドルを超えて株式を購入する権利を有することとならない限りにおいて、かかる本新株予約権の付与を受けることができる。</p>
--------------------------	--

	<p>各プラン参加者の新株予約権の目的となる株式は、必要な場合は米ドルへ換算後、購入期間の最後の米国の営業日に、プラン参加者のために自動的に購入される。</p> <p>しかしながら、取締役会は、発行済の本新株予約権を全て終了させる選択をいつでも行うことができる。本プランが終了した場合、取締役会はまた、直ちに又は次回の購入日における株式の購入完了時のいずれかに、本新株予約権を終了する選択、又は本新株予約権がその諸条件に従い満了する(及びかかる満了日までの継続参加)ことを許容する選択を行うことができる。本新株予約権が満了前に終了した場合、株式購入に使用されていない本プランへの拠出金は、全額が運営上実行可能な限り速やかにプラン参加者に返金されるものとする。</p> <p>さらに、以下の場合、本新株予約権は消滅し、これにより本新株予約権が行使されない可能性がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ プラン参加者が購入期間中、プランから脱退した場合 ・ 付与されている本新株予約権が有効である間に、プラン参加者が従業員でなくなった場合 <p>株式配当、株式分割、株式併合又は対価の受領なく1つのクラスとしての発行済普通株式に影響を与えるその他の変更により、当社の発行済普通株式になんらかの変更がなされた場合、取締役会によって、()本プランの有効期間にわたり発行可能な株式のクラス及び最大株式数、()募集に基づき購入可能な最大株式数に対する募集における株式制限、並びに()本プランに基づき未行使である時点での各新株予約権の対象となる普通株式のクラス及び株式数並びに1株当たり価格について、適切な調整がなされる。</p>
新株予約権の目的となる株式の種類	シノプシス・インク 記名式額面普通株式(額面金額0.01米ドル)(注1)(注2)
新株予約権の目的となる株式の数	新株予約権1個につき1株 全体で47,477株(見込数)(注2)(注3)

新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権1個につき、 45.97米ドル(4,811円)(見込額)(注4)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	2,182,500米ドル(228,398,625円)(見込額)(注5)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格:45.97米ドル(4,811円)(注4) 資本金組入額:0.01米ドル(1円) (発行価格については見込額)
新株予約権の行使期間	2017年2月28日(注6)
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	名宛人:エリカ・ヴァルガ・マッケンロー シノプシス・インク アメリカ合衆国、94043、カリフォルニア州 マウンテン・ビュー、イースト・ミドルフィールド・ロード690
新株予約権の行使の条件	本プラン第7条第E項を参照のこと。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	本プラン第9条を参照のこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	本プラン第7条第J項を参照のこと。
代用払込に関する事項	該当なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本プラン第7条第K項を参照のこと。

- (注1) 本新株予約権の目的となる株式は、新規発行株式又は自己株式を使用する予定である。
- (注2) 株式配当、株式分割、株式併合又は対価の受領なく1つのクラスとしての発行済普通株式に影響を与えるその他の変更の事由により、当社の発行済普通株式になんらかの変更がなされた場合、取締役会によって、()本プランの有効期間にわたり発行可能な株式のクラス及び最大株式数、()募集に基づき購入可能な最大株式数に対する募集における制限、並びに()本プランに基づき行使可能な時点における各本新株予約権の対象となる普通株式のクラス及び株式数、並びに1株当たりの価格について適切な調整がなされる。
- (注3) プラン参加者は、本新株予約権の行使日において、適用購入期間中に給与控除を通じて株式購入のために拠出した資金によって、購入価格((i)募集日における1株あたり公正市場価格又は(ii)購入日における1株あたり公正市場価格のいずれか低い方の85%に相当する金額)により、当社普通株式を購入することができる。したがって、各プラン参加者が購入することのできる株式数は、同金額の決定後でなければ算出できないため、本募集時点においては、本新株予約権の目的となる株式の総数は確定しない。
- そこで、便宜上、購入期間における適格従業員による最大拠出見込額(本募集の対象となる適格従業員全員がプランに参加し、かつプラン参加者全員が最大購入限度額である7,500米ドルを拠出したと仮定した場合の金額)2,182,500米ドル(228,398,625円)を、2016年6月30日のNASDAQにおける当社普通株式の終値54.08米ドル(5,659円)の85%の価格(45.97ドル(4,811円))で除すことにより、本新株予約権の目的となる当社普通株式の最大見込数を算定し、これを本新株予約権の目的となる株式の見込数とした。
- (注4) 上記「新株予約権の行使時の払込金額」は未定である(注3参照)。そこで、便宜上、2016年6月30日におけるNASDAQにおける当社普通株式の終値54.08ドル(5,659円)の85%の価格(45.97米ドル(4,811円))とした。なお、上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」中の「発行価格」も同様に算出した。
- (注5) 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」は未定である(注3参照)。そこで、便宜上、購入期間における適格従業員による最大拠出見込額とした。
- (注6) 当該日において、プラン参加者の新株予約権は全て自動的に行使される。

(摘要)

行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由

本プランは、当社及び1社以上の当社の関連会社の適格従業員に対し、本プランへの参加を通じて、当社の財産持分を取得する機会を提供するために導入された。適格従業員に対して本プランに基づく本新株予約権を付与し、当社の財産持分を取得する機会を提供することにより、プラン参加者が、会社の将来の成功と繁栄に貢献するインセンティブを有することが期待され、また同時に、当社の発展に必要な不可欠な競争力ある人材の獲得・維持が期待できる。これにより、当社の既存株主は本プランに基づく本新株予約権の付与による利益を享受することが可能である。

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

条件等は本プラン及び本プラン運営者が用意した所定の登録申込書に定められる。

提出者の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

該当事項なし。

提出者の株券の賃借に関する事項について割当予定先と提出者の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めがあることを知っている場合にはその内容

該当事項なし。

その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項なし。

新株予約権行使の効力の発生及び新株予約権の行使後第1回目の配当

本新株予約権は、本新株予約権の購入日である2017年2月28日において、全て自動的に行使される。

参加者は、適用される本プランの規定に従い、参加者に代わって株式が実際に購入されるまで、本新株予約権の対象となる株式につき株主の権利を有することはないものとする。

本新株予約権の行使により当社の株主となった参加者は、当社の他の株主と同様に、当社の取締役会がその裁量において、当該参加者が当該株式を保有している間に生じる基準日とともに宣言する配当を受領することができる。今日まで、当社はその株式についていかなる配当も支払っておらず、現在のところ、これを行う予定はない。

株券の交付

本新株予約権の行使により取得された株式は、参加者に発行され、振替制度によって同参加者の証券口座に預託される。当該株式は、売却される時点まで同口座に維持されなければならない。参加者は本新株予約権の行使によって株券を受領することはない。

(3)【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし。

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
2,182,500米ドル (228,398,625円) (注)	25,000米ドル (2,616,250円)	2,157,500米ドル (225,782,375円)

(注) 本募集の対象となる適格従業員全員がプランに参加し、かつプラン参加者全員が一人あたり最大購入額の7,500米ドルを拠出したと仮定した場合の金額である。

(2)【手取金の使途】

株式購入権の行使によって得られる差引手取総額の概算額2,157,500米ドル(225,782,375円)は、設備投資及び業務運営上の経費支払等の一般運転資金に充当する予定であるが、その具体的な内容や使途別の金額、支出時期については、当社の事業上の必要性に応じて決定する見込みであり、現時点では未定である。

第2【売出要項】

該当事項なし。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし。

第4【その他】

1【法律意見】

当社の副法律顧問兼秘書役補佐であるエリカ・ヴァルガ・マッケンロー氏より以下の趣旨の法律意見書が提出されている。

- (1) 当社は、デラウェア州法に基づく会社として適法に設立され、有効に存続している。
- (2) 当社は、本有価証券届出書の記述に従い、適法に新株予約権証券の募集を行い、かつ、かかる新株予約権の対象となる株式の発行及び売出しを適法に行うことができる。
- (3) 当社による、又は当社の為の本有価証券届出書（その訂正届出書を含む）の関東財務局長に対する提出は、適法に授權されている。
- (4) 当社を代理して本有価証券届出書（その訂正届出書を含む）に署名し、日本国関東財務局長に提出することその他日本における新株予約権証券の募集の届出に関する一切の行為につき、高橋謙及び渡邊大貴の各氏は、各々個別に、当社により当社の日本における代理人として適法に指名されている。

2【その他の記載事項】

目論見書「第一部証券情報」、「第4.その他」、「2 その他の記載事項」に、以下に掲げる「シノプシス・インク・従業員ストック・パーチェス・プラン」の訳文掲げる。

(和訳)

シノプシス・インク 従業員ストック・パーチェス・プラン

第1条 目的

シノプシス・インク・従業員ストック・パーチェス・プラン(以下「本プラン」という。)の目的は、当社及び1以上の当社の関連会社の適格従業員に対し、当社普通株式の購入を通じて、当社の所有権を取得する機会を提供することにある。

第2条 定義

本プランにおいて、次の用語は下記の意味を有するものとする。

「取締役会」とは、当社の取締役会、又は取締役会が第3条に従い本プランを運営する権限を委任した範囲においてその代表者を意味する。

「内国歳入法」とは、1986年内国歳入法(その後の改正を含む。)を意味する。

「委員会」とは、適宜当社に関して有効である証券取引委員会の規則16b-3の要件を満たす取締役会メンバーによって構成される委員会を意味する。

「当社」とは、デラウェア州法人であるシノプシス・インク及び適切な決議により本プランを採択するシノプシス・インクの資産又は議決権株式の全て又は実質的に全ての承継会社を意味する。

「普通株式」とは、当社の普通株式を意味する。

「関連会社」とは、証券法規則405において定義される用語のとおり、当社の「親会社」又は「子会社」を意味し、効力発生日後に親会社又は子会社となった会社も含む。

「所得」は、適用される募集文書に定める意味を有する。

「効力発生日」とは、本修正プランが取締役会によって承認された2010年1月27日を意味する。

「適格従業員」とは、適用される募集文書に記載される募集参加資格要件を満たす従業員を意味する。但し、当該従業員はまた、本プランに記載される参加資格要件も満たすものとする。

「従業員」とは、当社又は関連会社の記録において従業員とみなされている者を意味する。但し、取締役は、取締役としてのみの役務又その役務に対する報酬の支払いによって、本プランにおける「従業員」としてみなされない。

「公正市場価格」とは、以下の手順に従い、各該当日において決定される普通株式1株当たりの公正市場価格を意味する。

()普通株式が既存の証券取引所に上場されている又は既存の市場において取引されている場合、普通株式1株当たりの公正市場価格は、取締役会が信頼性があると考えられる情報源により報告される、かかる取引所あるいは市場(又は普通株式の取引高の最も高い取引所あるいは市場)において提示されている価格決定日の最終売値とする。取締役会による別段の定めがない限り、価格決定日における普通株式の最終売値がない場合、公正市場価格は、その株価が存在するかかる日に先立つ直近の日の最終売値(又は売値が報告されない場合は最終買呼値)とする。

()普通株式のかかる市場が存在しない場合、普通株式1株当たりの公正市場価格は、取締役会が適切とみなす要因を考慮した後、取締役会が決定するものとする。

「募集」とは、取締役会が承認し募集文書に記載される条件の下、普通株式を購入する購入権の本プランに基づいた適格従業員への付与を意味する。

「募集日」とは、取締役会が募集を開始するために選択し募集文書に明記される日を意味する。

「募集文書」とは、取締役会が承認した募集条件を記載する書類を意味する。

「募集期間」とは、募集文書に記載される募集の期間を意味する。

「当初効力発生日」とは、()1992年2月1日、又は()本プランに基づき発行可能な普通株式を対象とするS-8登録届出書の効力発生日のいずれか遅い方の日に開始予定の初回募集の最初の日を意味する。

「参加者」とは、現在本プランに参加している参加会社の適格従業員を意味する。

「参加会社」とは、当社及び取締役会が随時指定する関連会社を意味し、その従業員は募集に参加できる適格従業員としての資格を有する。

「参加期間」とは、参加者が実際に募集に参加する各期間を意味する。

「プラン運営者」とは、委員会又は第3条Aに従い本プランを運営する権限を委任された者のその他のグループを意味する。

「購入日」とは、取締役会が設定し募集文書に記載される募集期間の1以上の日を意味する。かかる日に購入権が行使され、その募集に従い普通株式の購入が実施される。

「購入権」とは、本プラン及び適用される募集文書に記載される条件に基づき、本プランに従い付与される普通株式購入選択権を意味する。

「証券法」とは、1933年証券法(その後の改正を含む。)を意味する。

第3条 運営

- A. 本プランは、取締役会又は取締役会に指定された者(指定された各人は「プラン運営者」である。)が運営する。効力発生日現在、取締役会は、取締役会の報酬委員会をプラン運営者として指定している。取締役会又は報酬委員会は、プラン運営者が報酬委員会又は取締役会の全体的な監視の対象となる規則16b-3に制約されないプランの執行について、プラン運営者として責任を負う他の委員会又は者を随時選定することができる。本条に別段特定されない限り、プラン運営者は本プランの運営に関して、取締役会が所有しプラン運営者に委任された権限を有するものとする。その権限には、プラン運営者が行使を認められた運営権を委員会又はその他の者に委任する権限が含まれる(また本条に別段の定めがない限り、本プラン又は募集文書における取締役会への一切の言及は、その後プラン運営者又はそれが指定する者への言及とみなされる。)。但し、取締役会によって随時採択されるとおり、本プランの規定と矛盾のない決議に従うものとする。取締役会は、プラン運営者と共に本プランを運営する権限を維持し、いかなる場合も、過去にプラン運営者に委任した権限の一部又は全てを取締役に復権させることができる。
- B. 取締役会は、それが望ましいと考える方法で本プランを運営、解釈及び修正することができ(未行使購入権の修正を含み、また本プランに基づき購入した株式の保有に責任を有する証券会社は、本プランに参加を希望する各適格従業員によって指定されなければならない。)、またその解釈は最終的なものであり、本プランに影響力を有する全当事者を拘束する。
- C. 委員会以外のプラン運営者は、第10条において要求される範囲で取締役会の承認なく又は株主による承認なく、()プラン運営者が第6条Bに従って当社の資本構成の変更を反映するために必要な範囲で、かかる承認なく行使可能な調整権限を有することを除き、本プランの下で発行可能な株式数を増加させること、()本プランの下で発行可能な株式に対して支払う購入価格を引き下げるために購入価格決定の公式を変更すること、又は()本プランに基づき参加者に対して付与される給付を大幅に増加させること、若しくは本プランの参加資格要件を大幅に修正することはできない。

第4条 募集

- A. 取締役会は、募集(1以上の参加期間から成る。)に際し、適格従業員に対して、取締役会が選択した又は募集文書に明記された募集日に、本プランに基づき普通株式を購入する購入権を適宜付与することができる。各募集文書は、取締役会が適切とみなす形式及び条件を含むものとし、本プランの条件に従い、また当該募集に対する参加会社を指定するものとする。募集文書に別段の定めがない限り、募集文書に基づき有効な各募集について、各参加会社は、プランの目的上、その参加会社が雇用する適格従業員に対して個別の募集を行うとみなされ、同じ募集に2社の参加会社が参加しないものとする。
- B. 募集の条件は、参照することにより本プランに組み込まれる募集文書に記載され、本プランの一部としてみなされる。本プランに基づく個々の募集規定は同一である必要はないが、各募集文書は募集日から27ヵ月をこえない募集期間、及び第4条から第7条に記載される規定の内容を含む(参照することにより募集文書に本プランの規定を組み込む。)ものとする。

- C. 参加者が本プランに基づく2以上の未行使購入権を有する場合、同人が合意又はこれに基づき送付される通知において表明しない限り、()その参加者による各合意又は送付された通知は、本プランに基づく購入権全てに適用されるとみなされ、かつ()より低い行使価格の購入権(又は異なる購入権が同じ行使価格である場合は先に付与された購入権)は、より高い行使価格の購入権(又は異なる購入権が同じ行使価格である場合は後に付与された購入権)が行使される前に、できる限りの範囲で行使されるものとする。
- D. 取締役会は、募集の範囲内の新規購入期間の最初の日における普通株式の公正市場価格が、募集日における普通株式の公正市場価格以下である場合、()その募集は直ちに終了し、()当該新規購入期間の最初の日から開始する新規募集に、その終了した募集の参加者を自動的に登録すべく、募集を構成する裁量を有する。

第5条 適格性

- A. 購入権は、当社の従業員又は取締役会が指定する関連会社の従業員にのみ付与することができる。第5条Bで規定されるものを除き、従業員は本プランに基づき購入権を付与される権利はない。但し、状況に応じて、取締役会が募集文書に従い要求するとおり、募集日において従業員が、当該募集日に先立つ連続した期間中、当社又は関連会社に雇用されている場合を除くが、いかなる場合も、内国歳入法第423条に基づき資格を得ることを目的とした募集は2年を超える連続した雇用期間を求めることはない。さらに取締役会は、募集日において、かかる従業員の当社又は関連会社での通常の勤務が、週に20時間(又は取締役会が募集について承認するそれ以下の勤務時間)を超え、かつ1暦年につき5ヵ月(又は取締役会が募集について承認するそれ以下の月数)を超えない限り、いかなる従業員も本プランに基づき購入権を付与される権利はないと募集文書に定めることができる。
- B. 取締役会は、募集の過程において最初に適格従業員となった各人が、募集文書に明記された適格従業員となった日と一致する又はその日以降の日に、当該募集に基づき購入権を受領し、その後購入権が当該募集の一部としてみなされることを募集文書に定めることができる。当該購入権は、以下を除き、ここに記載されるとおり、当該募集に基づき当初付与される購入権と同様の特性を有するものとする。
- () 当該購入権が付与された日は、当該購入権の行使価格の決定を含む、全ての目的において当該購入権の「募集日」であるものとする。
- () 当該購入権に関する募集期間は、その募集日に開始し当該募集の終了と同一の日に終了する。
- () 取締役会は、かかる者が募集の終了前の一定期間内に最初に適格従業員となった場合、同人は当該募集に基づく購入権を受領しないことを定めることができる。
- C. いかなる従業員も、本プランに基づく購入権の付与直後に、当社又は関連会社の全クラスの株式の総議決権又は総価格の5%以上となる株式を所有した場合、当該購入権を付与される権利を有さない。本条Cにおいて、内国歳入法第424条(d)の規則は従業員の株式所有権を決定する際に適用され、かかる従業員が全ての未行使購入権に基づき購入する株式は、かかる従業員によって所有される株式とみなされる。

- D. 内国歳入法第423条(b)(8)に明記されるとおり、本プランに基づく購入権が、当社及び関連会社の全ての従業員ストック・パーチェス・プランに基づき付与されたその他の権利と共に、当社又は関連会社の株式を購入する適格従業員の権利が未行使である各暦年中に25,000ドルを超えるかかる株式の公正市場価格(かかる権利が付与された時点、また本プランについては各募集日時点で決定される。)で、当該適格従業員の権利が支払われることを認めない場合にのみ、適格従業員は本プランに基づく購入権を付与される。上記にかかわらず、募集文書に別段の定めがない限り、その制限は、内国歳入法第423条に基づく適格従業員ストック・パーチェス・プランによる募集として資格を得ることを目的としない募集に参加する適格従業員には適用されない。
- E. 当社及び指定された関連会社の役員は、適格従業員である場合、本プランに基づく募集の参加資格を有するものとする。上記にかかわらず、取締役会は、内国歳入法第423条(b)(4)(D)の意義の範囲内で、高額報酬を得る従業員である従業員は参加資格を有さないことを募集の際に定めることができる。

第6条 本プランの対象となる株式

- A. 本プランに基づき参加者によって購入可能な普通株式は、取締役会の裁量によってのみ、公開市場で購入された普通株式を含む、未発行の授権普通株式から又は当社が再取得した普通株式から入手可能となる。本プランに基づき発行可能な株式総数は、45,700,000株を超えないものとする。本プランに基づき付与された購入権が、行使されることなく何らかの事由により終了した場合、その購入権に基づき購入されなかった普通株式は、再度本プランに基づく発行に利用可能となる。
- B. 株式配当、株式分割、株式併合又は対価の受領なく1クラスとしての発行済普通株式に影響を与えるその他の変更の事由により、当社の発行済普通株式になんらかの変更がなされた場合、取締役会によって、()本プランの有効期間にわたり発行可能な株式のクラス及び最大株式数、()募集に基づき購入可能な最大株式数に対する募集における株式制限、並びに()本プランに基づき未行使である時点での各購入権の対象となる普通株式のクラス及び株式数、並びに1株当たりの価格について適切な調整がなされる。その調整は、本プランに基づく権利及び給付金の希薄化又は拡大を排除することを目的とする。

第7条 購入権及び購入価格

- A. **最大給与控除額** 本プランに基づく普通株式取得の目的において、参加者が同意した最大給与控除額は、取締役会によりその募集に対する募集文書に示され、当該募集について取締役会が設定するとおり、募集期間に適用される給与期間中、参加者に対して支払われる参加者の所得(取締役会によって当該募集文書に定義される。)の最大15%を超えてはならない。
- B. **登録同意書** 特定の募集に対して本プランに参加する従業員は、取締役会が定める様式でその手続きに従い、登録同意書に記入し提出しなければならない(電子登録も含まれる。)。その各登録同意書は、募集期間に適用される給与期間中に支払われる参加者の所得(各募集文書に定義される。)の割合(取締役会によって募集文書に明記される割合の上限を越えない。)で表される給与控除額に同意するものである。募集文書で定められる範囲で、その後参加者はその給与控除額を変更(ゼロも含む。)することができる。

- C. **購入価格** 普通株式は、()募集日における1株当たりの公正市場価格、又は()購入日における1株当たりの公正市場価格のいずれか低い方の85%に相当する購入価格で、購入日に発行可能となる。
- D. **購入可能株式数** 募集の範囲で各購入日において参加者1人当たりが購入可能な株式数は、購入期間に適用される給与控除を通じて参加者から収納された金額(必要に応じて米国ドルへの換算後)を、購入日に有効な購入価格で除することによって得られた整数の株式数とする。本プランに基づきなされる各募集に関連して、取締役会は、()当該募集期間中の購入日に参加者によって購入される普通株式の最大株式数、及び()当該募集に従って全参加者によって購入される普通株式の総数の上限を定めることができる。さらに、2以上の購入日を含む各募集に関して、()取締役会は、募集に基づく購入日に全参加者によって購入される普通株式の総数の上限を定めることができ、また()募集に基づき付与された購入権の行使時に発行可能な普通株式の購入総数がかかる総数の上限を超える場合、別途取締役会の決議なく、利用可能な普通株式を実行可能かつ公平なほば一定の方法で比例配分するものとする。
- E. **購入権の行使条件** いかなる購入権も、本プランに基づく行使時に発行される普通株式が、1933年米国証券法(その後の改正を含む。)に従った有効な登録届出書の対象であり、本プランが適用される連邦、州、外国並びにその他の証券法及び本プランに適用される法律全てに実質的に従っている場合を除き、一切行使することはできない。募集期間中の購入日において、普通株式が登録されていない又は本プランがそれらの法律に従っていない場合、いかなる募集の購入権も当該購入日に行使されることはなく、また購入日は、普通株式が有効な登録届出書の対象となり、本プランがそれらの法律に従ったものになるまで延期される。但し、購入日が12ヵ月を超えて延期されることはなく、いかなる場合も購入日は募集に対する募集日から27ヵ月を超えないものとする。許容される最大限の範囲まで延期された募集に基づく購入日において、普通株式が登録されておらず、また本プランがかかる法律に則っていない場合は、実施されていない募集の購入権は一切行使されず、募集期間中に積み立てられた給与控除拠出金の全額(かかる拠出金が普通株式取得に使用されている場合はその範囲まで減額される。)が、(適用法による別段の定めのない限り)参加者に対し無利息で分配されるものとする。当社は、連邦、州、外国又は本プランに対する権限を有するその他の規制委員会又は機関から、必要に応じ購入権の行使時に普通株式を発行及び売却する権限の取得に努める。商取引上の合理的な取組みを行った後、当社の法律顧問が本プランに基づく普通株式の合法的発行及び売却に必要であるとみなす権限を、当社がかかる規制委員会又は機関から取得できなかった場合、当社はかかる権限を取得するまで、当該購入権の行使時に普通株式を発行及び売却できない場合の法的責任から免除される。
- F. **支払い** 本プランに基づき購入された普通株式に対する支払いは、参加期間に積み立てられた参加者が同意した給与控除金(必要に応じて米国ドルへの換算後)によって行われる。収納された金額は、本プランに基づき参加者の帳簿上の口座に貸方計上されるが、その口座の残高に対し利息は支払われない。参加者から収納された金額は、当社の一般資産に組み入れられ、全社的な目的に使用することができる。給与控除による拠出に加えて、募集文書に特記される範囲で、参加者は募集の各購入日より前に現金又は小切手による支払いを通じて拠出することができる。

- G. **購入権の終了** 募集文書に別段の定めがない限り、募集に基づき有効な未行使購入権の終了は、以下の規定に準拠する。
- ()参加者は、参加期間の最後の5営業日の前であればいつでも、取締役会に対し所定の通知書類を提出することにより、本プランに基づく未行使購入権を終了することができる。終了となった購入権については、参加者から給与控除はなされないものとし、かかる終了が生じた参加期間に収納された給与控除額は、(適用法による別段の定めのない限り)無利息で返金される。
- ()当該購入権の終了は取消不能であり、参加者は、その後終了となった購入権が付与された募集に再度参加することはできない。その後の募集への参加を再開するためには、かかる個人は本プランに再度登録しなければならない。
- H. **株式の購入** 普通株式は、各参加者(給与控除額が過去に返金され又は上記の「購入権の終了」規定に従った返金のために確保されている参加者を除く。)に代わり、各購入日(必要に応じて米国ドルへの換算後)に自動的に購入される。購入は、当該購入日に終了する参加期間に積み立てられた各参加者の給与控除額(及び募集文書において認められた限りにおける現金又は小切手による支払い)を、普通株式の整数の株式数の購入(上記の購入可能な最大株式数に対する制限に従う。)に適用することにより、当該購入日に有効な購入価格で行われる。給与控除額は、(a)整数の株式数を購入するために十分でない場合、又は(b)当該購入日に参加者によって購入可能な最大株式数に対する制限によって、かかる購入に適用されない場合は、適用法による別段の定めのない限り)無利息で直ちに参加者に返金される。購入権の行使に際し端株は発行されない。
- I. **株主としての権利** 参加者は、適用される本プランの規定に従い、参加者に代わって株式が実際に購入されるまで、未行使購入権の対象となる株式に関する株主の権利を有することはないものとする。基準日が当該購入日より前である配当、分配又はその他の権利については調整はなされない。
- J. **譲渡可能性** 本プランに基づき付与された購入権は、参加者の死亡後、遺言又は相続分配法による方法以外で参加者によって譲渡することはできず、参加者の在命中については、購入権は参加者によってのみ行使可能とする。
- K. **所有権の変更** 当社又はその株主が、以下のいずれかの方法により、当社の資産又は発行済資本株式の全て又は実質的に全てを処分することに合意した場合、本プランに基づく全ての未行使購入権は、下記の売却、合併、事業再編又は逆合併の完了直前に自動的に行使される。
- ()当社が存続会社とならない売却、合併又はその他の事業再編(但し、主として当社の設立州の変更を目的として行われる事業再編を除く。)
- ()当社が存続会社となるが当社の発行済議決権株の50%超が、逆合併の直前に株式を所有していた者とは異なる所有者に譲渡される逆合併

上記の自動的な行使は、取引が生じた参加期間中の各参加者の給与控除積立金(必要に応じて米国ドルへの換算後)を、()かかる取引が生じた募集期間中の募集日における1株当たりの公正市場価格、又は()かかる取引の完了直前の1株当たりの公正市場価格のいずれか低い方の85%の価格による整数の株式数の購入に利用することによって行われる。しかしながら、適用される第5条の株式制限及び募集文書に記載される株式購入制限は、当該購入に継続して適用される。当社は最善を尽くし、かかる売却、合併、事業再編又は逆合併について最低10日前に書面による通知を行い、参加者は、その通知受領後、適用される本条の規定に従い、未行使購入権を終了する権利を有するものとする。

第8条 連邦税法上の本プランの取扱い

本プランは、内国歳入法第423条に基づく従業員ストック・パッチェス・プランとして資格を得ることを目的とし、本プランに基づく募集は、内国歳入法第423条に基づく適格従業員ストック・パッチェス・プランによる募集として資格を得ることができる。本プランに基づく発行のための留保株式は全て、内国歳入法第423条に基づき資格要件を満たした従業員株式購入権として資格を得た購入権の行使に従い発行することができる。しかしながら、取締役会はその単独の裁量により、米国税法の対象となっていない適格従業員が参加できる募集を含むがそれに限定されない、内国歳入法第423条の要件を満たすことを意図しない本プランに基づく募集の承認を決定することができる。

第9条 本プランの修正及び終了

A. 取締役会は、未行使購入権の修正を含む、本プランの修正、変更、一時停止、廃止又は終了をいつでも行うことができる。第3条の要件に従い、プラン運営者は、本プラン及び未行使購入権を修正することができる。しかしながら、以下の本プランの修正については、株主による承認が求められる。

()取締役会が、第6条Bに従い当社の資本構成の変更を反映するために必要な範囲で、かかる株主による承認なく行使可能な調整権限を有することを除き、本プランの下で発行可能な株式数を増加させること。

()本プランの下で発行可能な株式に対して支払う購入価格を引き下げるために購入価格決定の公式を変更すること。

()本プランに基づき参加者に対して付与される給付を大幅に増加させること若しくは本プランの参加資格要件を大幅に修正すること。

B. 取締役会は、未行使購入権を全て終了させる選択をいつでも行うことができる。本プランが終了した場合、取締役会はまた、直ちに又は次回の購入日における株式の購入完了時のいずれかに、未行使購入権を終了する選択を、又はそれらの条件に従い満了する購入権(及びかかる満了日まで継続する参加)を容認する選択を行うことができる。購入権が満了前に終了した場合、株式購入に使用されていない本プランへの拠出金は、全額が運営上実行可能な限り速やかに参加者に返金されるものとする。

第10条 一般規定

- A. 本プランは、当初効力発生日に最初に発効した。本修正プランは、当社の2010年年次株主総会で株主による承認に従い、効力発生日に有効となった。
- B. 本プランの運営により生じた全ての費用は、当社が支払うものとする。
- C. 本プランの策定に際する当社の行為も、取締役会による本プランに基づいた活動も、本プランの規定自体も、一定期間における当社又は関連会社による雇用を継続する権利を付与するものではない。
- D. 本プランの規定は、カリフォルニア州の抵触法の規則に頼らず、カリフォルニア州法に準拠する。
- E. 取締役会は、その裁量により選択する場合、株式の購入、報告書の提出又は本プランのその他の運営面における援助を行う証券会社、銀行又はその他の金融機関を雇用することができる。取締役が選択を行った場合、各参加者は(同人が雇用される又は居住する国の法律によって禁止されている場合を除き)、本プランの登録時に、かかる金融機関において同人を代理して口座が設立されたことを承認したとみなされる。取締役会がその裁量により選択を行った場合、本プランに基づき参加者が購入した株式は、かかる株式が売却されるまで、第7条に従い株券が別途発行される氏名の口座に所有されるものとする。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項なし。

第2【統合財務情報】

該当事項なし。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項なし。

第三部【追完情報】

1. 臨時報告書の提出(平成28年3月24日提出)

2016年2月1日、シノプシス・インク(以下「当社」という。)は、シノプシス・インク従業員ストック・パーチェス・プラン(以下「本プラン」という。)に基づき、本邦以外の地域において、当社または当社の関連会社に所属する、本プランに参加する適格性を有する従業員(以下「適格従業員」という。)8,081名(本プランに加入する適格従業員を以下「プラン参加者」という。)を対象とした、当社普通株式を目的とする新株予約権証券(以下「本新株予約権」という。)の募集を開始し、本プランの購入期間の開始日である2016年3月1日をもって、本邦以外の地域における適格従業員に対して新株予約権証券が付与された。本プランは2014年2月11日開催の当社取締役会(以下「取締役会」という。)の報酬委員会(以下「報酬委員会」という。)により採択された決議により修正され、2014年4月2日開催の当社年次株主総会で承認された。

このため、当社は金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき、臨時報告書を提出した。

なお、以下において便宜上記載されている日本円への換算は、1米ドル=113.89円の換算率(平成28年3月14日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場仲値)により換算されている。

報告内容

(1) 有価証券の種類

新株予約権証券。当該有価証券は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である。

(イ) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

購入期間は、毎年3月1日及び9月1日に開始する。プラン参加者は、適用購入期間中、自己の報酬の最大15%の割合で毎月給与天引により株式購入資金を拠出し(但し今回の募集における最大拠出割合は10%である。)、(i)募集日(本新株予約権の募集日は2016年3月1日である。)における1株あたり公正市場価格又は(ii)購入日(本新株予約権の購入日は2016年8月31日である。)における1株あたり公正市場価格のいずれか低い方の85%に相当する金額により、当社普通株式を購入することができる。但し、各購入期間の最大購入額は一人あたり7,500米ドルとする。取締役会は、募集の範囲内の新規購入期間の最初の日における普通株式の公正市場価格が、募集日における普通株式の公正市場価格と同額であるか又はこれを下回る場合、(i)その募集は直ちに終了し、(ii)当該新規購入期間の最初の日から開始する新規募集に、その終了した募集の参加者を自動的に登録する形で、募集の内容を策定する裁量を有する。今回の募集期間は、この再募集についての定めがある。なお、本プランへの参加の表明及び給与天引率の決定に関しては、各適格従業員は、報酬委員会が規定する様式及び方法により行うものとする。

本新株予約権は、本プランに基づき、各購入期間内において自己の報酬を給与控除により株式購入資金として拠出し、(i)募集日における1株あたり公正市場価格又は(ii)購入日における1株あたり公正市場価格のいずれか低い方の85%に相当する金額である購入価格により、当社普通株式を購入することができる権利である。(但し、各購入期間あたりの最大購入額は一人あたり7,500米ドルである。)最終的な購入価格は、購入日まで明らかにはならない。

したがって、当社株式の時価が下落した場合には、本新株予約権の行使時の払込金額も下落し、その結果、本新株予約権の行使により参加者が取得することとなる普通株式数は増加する。但し、拠出金の額は予め定められた金額による為、株価の下落によって変動することはない。

本プランにおいては、各購入期間における参加者の拠出額を、(i)募集日における1株あたり公正市場価格又は(ii)購入日における1株あたり公正市場価格のいずれか低い方の85%に相当する金額である購入価格で除すことにより、新株予約権の目的となる株式の数が決定される。但し、上述の通り、拠出金の額は予め定められた金額による為、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は株価によって変動することはない。

本新株予約権は、適格従業員に対し、当社普通株式の購入を通じて、当社の所有持分を取得する機会を提供することを目的としたものである。適格従業員による参加は任意であり、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額は、各プラン参加者が自己の報酬の15%又は参加者が定める特定の募集期間に対して決められたより低い割合を上限とした給与控除を通じて拠出した金額(但し、各購入期間あたりの最大購入額は一人あたり7,500米ドルである。)により決まるため、上記の払込金額について下限は定められていない。

さらに、本プランに基づき発行可能な株式総数は40,700,000株を超えないものとし、各プラン参加者は、本プランに基づき付与される購入権と、当社及び関連会社の全ての従業員ストック・パーチェス・プランに基づき付与されたその他の権利と併せ、これらの権利が有効である各暦年毎に、当社又は関連会社の株式の公正市場価格(公正市場価格は、かかる権利の付与時に、また本プランについては、各募集日現在に決定される。)による25,000ドルを超えて株式を購入する権利を有することとならない限りにおいて、かかる購入権の付与を受けることができる。

各プラン参加者の新株予約権の目的となる株式は、必要な場合は米ドルへ換算後、購入日において、参加者のために自動的に購入される。

しかしながら、取締役会は、発行済の本新株予約権を全て終了させる決定をいつでも行うことができる。本プランが終了した場合、取締役会はまた、直ちに又は次回の購入日における株式の購入完了時のいずれかに本新株予約権を終了する旨の決定、又は本新株予約権がその諸条件に従い満了すること(及びかかる満了日まで参加が継続されること)を許容する旨の決定を行うことができる。本新株予約権が満了前に終了した場合、株式購入に使用されていない本プランへの拠出金は、全額が運営上実行可能な限り速やかにプラン参加者に返金されるものとする。

さらに、以下の場合、本新株予約権は消滅し、これにより本新株予約権が行使されない可能性がある。

- ・ 参加者が購入期間中、プランから脱退した場合
- ・ 付与されている本新株予約権が有効である間に、参加者が適格従業員でなくなった場合

株式配当、株式分割、株式併合又は対価の受領なく1クラスとしての発行済普通株式に影響を与えるその他の変更の事由により、当社の発行済普通株式になんらかの変更がなされた場合、取締役会によって、(i)本プランの有効期間にわたり発行可能な株式のクラス及び最大株式数、(ii)募集に基づき購入可能な最大株式数に対する募集における株式制限、並びに(iii)本プランに基づき未行使である時点での各購入権の対象となる普通株式のクラス及び株式数並びに1株当たり価格について、適切な調整がなされる。

(2) 新株予約権の内容等

(イ) 発行数

1,593,257個(見込数。発行数は本新株予約権の目的となる当社普通株式の数と同数である。)

(注)本報告書の提出日時点においては、本募集にかかわる6ヶ月の購入期間(自2016年3月1日至2016年8月31日)における拋出額並びに購入価格は確定しない。そこで、適格従業員全員が本プランに加入し、且つ適格所得(本プランにおいて定義される。)から上限に当たる7,500米ドルを拋出したと仮定すると、かかる購入期間における最大拋出見込額は60,607,500米ドル(6,902,588,175円)となる。上記「発行数」は、かかる最大拋出見込額を2016年2月29日の当社普通株式のNASDAQにおける終値44.75米ドル(5,097円)の85%の値(38.04米ドル(4,332円))で除することにより算出したものである。

(ロ) 発行価格

0米ドル(0円)

(ハ) 発行価額の総額

0米ドル(0円)

(ニ) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

1 株式の種類

シノプシス・インク記名式額面普通株式(額面金額0.01米ドル(1円))

(注)本新株予約権の目的となる普通株式は、新規発行株式又は自己株式を使用する予定である。

(注)株式配当、株式分割、株式併合又は対価の受領なく1クラスとしての発行済普通株式に影響を与えるその他の変更の事由により、当社の発行済普通株式になんらかの変更がなされた場合、取締役会によって、(i)本プランの有効期間にわたり発行可能な株式のクラス及び最大株式数、(ii)募集に基づき購入可能な最大株式数に対する募集における制限、並びに(iii)本プランに基づき行使可能な時点における各本新株予約権の対象となる普通株式のクラス及び株式数、並びに1株当たりの価格について適切な調整がなされる。

2 株式の内容

配当権：優先株式に適用される優先的配当権に従うことを条件として、普通株式保有者は取締役会が随時宣言する配当を受領する権限を有するものとする。

清算権：当社の任意若しくは強制清算、解散又は企業閉鎖の場合、優先株主に分配される優先的金額を全額分配した後、普通株式の株主は、その保有する普通株式数の割合に応じて、株主に対し分配可能な当社の残存資産の全てを受領する権限を有するものとする。

償還：普通株式は償還不能である。

議決権：議決権を有する各普通株式の株主は、当社の全ての株主総会における全議案について、議決権を有するものとし、かかる総会において議決権を有する普通株式1株につき1議決権を有するものとする。

3 株式の数

本新株予約権の行使によって発行される株式の数は、各購入期間中、給与天引によってプラン参加者から集められた金額を、当該購入期間における購入価格で除することによって獲得される株式の総数となる。

本新株予約権1個あたり1株

全ての本新株予約権が行使された場合の総株式数：1,593,257株(見込数)

(注) 株式配当、株式分割、株式併合又は対価の受領なく1クラスとしての発行済普通株式に影響を与えるその他の変更の事由により、当社の発行済普通株式になんらかの変更がなされた場合、取締役会によって、(i)本プランの有効期間にわたり発行可能な株式のクラス及び最大株式数、(ii)募集に基づき購入可能な最大株式数に対する募集における制限、並びに(iii)本プランに基づき行使可能な時点における各本新株予約権の対象となる普通株式のクラス及び株式数、並びに1株当たりの価格について適切な調整がなされる。

(注) プラン参加者は、本新株予約権の行使日において、適用購入期間中に給与控除を通じて株式購入のために拠出した資金によって、購入価格((i)募集日における1株あたり公正市場価格又は(ii)購入日における1株あたり公正市場価格のいずれか低い方の85%に相当する金額)により、当社普通株式を購入することができる。したがって、各プラン参加者が購入することのできる株式数は、同金額の決定後でなければ算出できないため、本募集時点においては、本新株予約権の目的となる株式の総数は確定しない。

そこで、便宜上、購入期間における適格従業員による最大拠出見込額(本募集の対象となる適格従業員全員が本プランに参加し、かつプラン参加者全員が最大購入限度額である7,500米ドルを拠出したと仮定した場合の金額)60,607,500米ドル(6,902,588,175円)を、2016年2月29日のNASDAQにおける当社普通株式の終値44.75米ドル(5,097円)の85%の価格(38.04米ドル(4,332円))で除すことにより、本新株予約権の目的となる当社普通株式の最大見込数を算定し、これを本新株予約権の目的となる株式の見込数とした。(上記(2)(イ)の注を参照。)

(ホ) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

本新株予約権1個あたり38.04米ドル(4,332円)(見込額)

本新株予約権の行使時の払込金額の総額：

60,607,500米ドル(6,902,588,175円)(見込額)

(注) 株式配当、株式分割、株式併合又は対価の受領なく1クラスとしての発行済普通株式に影響を与えるその他の変更の事由により、当社の発行済普通株式になんらかの変更がなされた場合、取締役会によって、(i)本プランの有効期間にわたり発行可能な株式のクラス及び最大株式数、(ii)募集に基づき購入可能な最大株式数に対する募集における制限、並びに(iii)本プランに基づき行使可能な時点における各本新株予約権の対象となる普通株式のクラス及び株式数、並びに1株当たりの価格について適切な調整がなされる。

(注) 上記「新株予約権の行使時の払込金額」は未定である。そこで、便宜上、2016年2月29日におけるNASDAQにおける当社普通株式の終値44.75ドル(5,097円)の85%の価格(38.04ドル(4,332円))とした。なお、上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」中の「発行価格」も同様に算出した。実際の購入価格は、(i)募集日における1株あたり公正市場価格又は(ii)購入日における1株あたり公正市場価格のいずれか低い方の85%に相当する金額に相当する価格となる。本募集の場合、募集日は2016年3月1日であり、購入日は2016年8月31日である。(上述(二)の3の注を参照)。

(注) 上述の通り、拋出額は未定のため、便宜上、(本募集にかかる)購入期間中におけるプラン参加者からの最大拋出見込額を基に、「新株予約権の行使時の払込金額の総額」を算出した(上述(二)の3の注を参照)。

(ハ) 新株予約権の行使期間

2016年8月31日

(注) 当該行使日において、本新株予約権は全て自動的に行使される。

(ト) 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の(行使の)条件は本プランに定められている。かかる条件には、以下が含まれる：

1. いずれの購入日においても、プラン参加者は本プラン第6条(A)に定める株式購入限度を超えてはならない。
2. 本プラン第7条(G)に定める通り、本新株予約権の終了は取消不能であり、プラン参加者は、終了となった新株予約権が付与された募集にその後再度参加することはできない。その後の募集への参加を再開するためには、本プランに再度登録しなければならない。
3. 本新株予約権が付与されている間にプラン参加者が適格従業員でなくなった場合には、その本新株予約権は直ちに消滅する。但し、本プランに定める通り、プラン参加者が死亡若しくは永続的な身体障害者となった場合は例外とする。かかる雇用関係の終了が発生した購入期間中におけるプラン参加者の全ての積立金については、本プラン第7条(G)を参照のこと。

4. 当社が存続会社とならない組織再編がなされた場合、本プランに別段の記載のない限り、本プランに基づき付与された本新株予約権は全て自動的に行使される。詳細については、本プラン第7条(K)を参照のこと。

5. 本条に別段特定されない限り、プラン運営者(本プランにより定義される。)は本プランの運営に関して、取締役会が所有しプラン運営者に委任された権限を有するものとする。その権限には、プラン運営者が行使を認められた運営権を委員会又はその他の者に委任する権限が含まれる。詳細については、本プラン第3条を参照のこと。

(チ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額
1株当たり 0.01米ドル(1円)

(リ) 新株予約権の譲渡に関する事項

本プランに基づく本新株予約権は、遺言または相続・遺産分割に関する法律によらない限り、譲渡または移転させることができない。そして、プラン参加者の生存期間中は、加入者のみとその本新株予約権を行使することができる。

(3) 発行方法

当社または当社の関連会社(日本を除く)に所属する、本プランにおける適格従業員8,081への新株予約権の無償付与

(4) 引受人又は売出しを行う者の氏名又は名称

該当事項なし。

(5) 募集又は売出しを行う地域

ベルギー、カナダ、フィンランド、フランス、ドイツ、英国、ハンガリー、インド、アイルランド、イスラエル、イタリア、オランダ、シンガポール、韓国、スウェーデン、スイス、台湾、米国

(6) 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

手取金： 60,597,500米ドル(6,901,449,275円)

(注) 手取金の額は、本新株予約権の発行価額の総額と本新株予約権の行使時の払込金額の総額(60,607,500米ドル(6,902,588,175円))を合算した金額から、発行諸費用の概算額(10,000米ドル(1,138,900円))を控除した額である。

用途： 本新株予約権の行使によって得られる差引手取総額の概算額60,597,500米ドル(6,901,449,275円)は、設備投資及び業務運営上の経費支払等の一般運転資金に充当する予定であるが、その具体的な内容や用途別の金額、支出時期については、当社の事業上の必要性に応じて決定する見込みであり、現時点では未定である。

(7) 新規発行年月日

2016年3月1日

(8) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称

該当事項なし。

(9) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る事項

(イ) 提出会社が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由

本プランは、当社及び1社以上の当社の関連会社の適格従業員に対し、本プランへの参加を通じて、当社の財産持分を取得する機会を提供するために導入された。

(ロ) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項についての取得先と提出会社との間の取決めの内容

条件等は本プラン及び取締役会又は報酬委員会が用意した所定の登録申込書に定められるものとする。

(ハ) 提出会社の株券の売買に関する事項についての取得先と提出会社との間の取決めの内容

該当事項なし。

(ニ) 提出会社の株券の賃借に関する事項についての取得先と提出会社の特別利害関係者等との間の取決めがあることを知っている場合には、その内容

該当事項なし。

(ホ) その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項なし。

(10) 第三者割当の場合の特記事項

該当事項なし。

(11) 提出者の資本の額および発行済株式総数

(イ) 資本の額

普通株式及び払込剰余金 1,603,721千米ドル（182,647,785千円）（2016年1月31日現在）

(ロ) 発行済株式総数

普通株式

151,527,833株（2016年2月19日現在）

2. 2015年度外国会社報告書提出日以後に発生した「事業等のリスク」

本項における将来に関する事項の記載は、いずれも本書提出日現在において判断したものである。

当社のリスク要因は以下のとおりである。

当社の事業の成長は、半導体業界及びエレクトロニクス業界に左右される。

電子設計自動化（「EDA」）業界全体の成長、とりわけ当社のEDA及び知的財産（「IP」）関連商品の売上は、半導体業界及びエレクトロニクス業界に左右される。当社の事業及び収益の大部分は、半導体製造業者及びその顧客による新しい設計プロジェクトの開始に依存している。システム・オン・チップ（「SoC」）及び集積回路（「IC」）設計のさらなる複雑化、並びにコスト管理に対する顧客の懸念により、過去において設計プロジェクトの開始や設計活動全般が減少したが、将来も同様の事態が生じる可能性があり、さらに設計プロセスにおける1つの個別の段階により重点を置く顧客や、最先端EDA製品を必要としない、先端的ではないがリスクも低い製造プロセスを選択する顧客もいる。半導体及びエレクトロニクス業界の成長が、鈍化又は失速した場合、当社の製品及びサービスに対する需要が低下し、当社の財政状態及び経営成績は悪影響を受けるであろう。またEDA業界が成熟するにつれて、統合は、単一ソース・ベンダーとして有利に競争することのできる企業との間に、より熾烈な競争を引き起こす可能性がある。こうした競争の激化は、当社収益の成長を低迷させ、当社の営業利益率に対して下方圧力が加わり、当社の事業及び財政状態に悪影響を与える可能性がある。

さらに、半導体及び電子産業のエコシステムはその複雑さを増している。当社の顧客の多くが、自社の半導体設計の製造をファウンドリに外注している。当社の顧客もまた頻繁に、設計プロセスの効率改善のため、当社又は他社ベンダーのいずれの知的財産であるかに関わらず、その設計に第三者IPを組み込む。当社は、当社のEDA、IP、そして製造ソリューションが確実に製造プロセスに適合するよう、大手ファウンドリと緊密に連携している。同様に、当社は、その他の大手半導体IPプロバイダ、とりわけマイクロプロセッサIPプロバイダと緊密に連携し、これら企業のIP設計で使用できるよう当社のEDAツールを最適化している。さらにこれら企業のIP製品と当社の自社IP製品は、同一チップ上の個別要素の設計をそれぞれ行う場合があるが、当社はこれら各IP製品が共に効果的に作動することを保証している。当社のEDA及びIPソリューションを、大手ファウンドリの製造プロセスや大手IPプロバイダ製品において使用できるよう最適化できなかった場合、又はかかるファウンドリのプロセスや第三者IP製品を当社が利用できない場合、当社のソリューションは顧客にとって望ましいものとならない結果となり、これにより当社の事業及び財務状態に悪影響が及ぶ可能性がある。

当社が事業を展開する業界内や当社顧客間の統合は、当社の営業成績に悪影響を及ぼす可能性がある。

近年、当社の顧客間や半導体及びエレクトロニクス業界では、吸収合併、資産取得及び戦略的パートナーシップ等、多くの企業結合がなされており、その数は今後増加する可能性がある。顧客間の統合は顧客の減少若しくは喪失、顧客の取引交渉力の増大、顧客によるソフトウェア及びサービスへの支出減少につながる可能性がある。さらに、顧客の喪失又は顧客による支出減少は、当社事業及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。当社及び競合先は、提供する製品ラインナップを補完・拡充するため、事業及び技術を随時買収する。当社の競合企業のいずれかが当社が提供していない事業及び技術を統合又は取得した場合、当該企業は、提供する技術ポートフォリオやサポート及びサービス能力を拡充し、製品の価格を引き下げることが可能となるかもしれず、それにより当社事業及び営業成績はマイナス影響を受ける可能性がある。

世界経済において継続する不確実性、また、半導体業界及びエレクトロニクス業界へ与える潜在的影響は、当社の事業、経営成績及び財務状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

グローバル経済は回復が見られるが、その回復の程度は多くの地域において依然として不確定である。近年、グローバル経済の脆弱さが消費者マインドを冷え込ませ、半導体業界に悪影響を及ぼしている。これにより、半導体企業は、営業活動に慎重となり、当社が提供するEDA製品・サービスへの支出にかかる研究開発予算を含めたコストを注視している。また、世界における厳しい経済情勢に起因する不確実性は、当社の一部顧客がその意思決定を長引かせ、支出を減らし、当社への支払いを遅らせる原因となり得る。半導体企業の継続的なコストに対する慎重な態度は、とりわけ当社の売上を維持若しくは増加する、又は約定済の契約からの収益を認識する能力を制限し、当社の事業、営業成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

広範囲に及ぶグローバル経済の信頼がいつ回復するかは予想不可能である。また、さらなる経済不安が銀行・金融業界に影響を及ぼし、当社が為替予約、銀行取引、預かりサービスを依頼している銀行の信用格付けが引き下げられた場合、あるいは、これらの銀行が債務不履行を起こした場合、当社の財務実績や事業は悪影響を受ける可能性がある。このように、当社の将来における事業及び財務実績は、不確実性にさらされ、そして当社の株価は変動リスクにさらされている。将来更に景気が悪化した場合、また特に半導体業界が成長しない場合、当社の将来の収益及び財務実績は悪影響を受ける可能性がある。これとは逆に、当社顧客の経済状況が将来改善した場合でも、当社の事業モデルにより、当社の収益及び財務実績へプラスの影響が生じるのはこれより先となる可能性がある。

当社は、企業買収の実施による潜在的な金銭的又は戦略的利益を実現できないかもしれない。また、買収対象として適切な事業及び技術を見出すことができないかもしれない。その場合、当社の事業を成長させる能力、新製品を開発する能力、又は当社製品を販売する能力が損なわれる可能性がある。

企業買収は当社の成長戦略に重要である。当社は近年多数の買収を完了している。将来においてもさらに買収を行う予定であるが、適切な買収先を特定できず、また当社に不利な信用市場、商業的に受入れ難い条件やその他リスクにより、望ましい買収を実行できないかもしれない。こうした事態は当社の経営成績に悪影響を与える可能性がある。買収は時間のかかる困難な行為であり、以下を含む多くのリスクが伴う。

- ・ 当社の1株当たり利益に対する潜在的悪影響
- ・ 取得製品が予測した売上を達成できないこと
- ・ 取得製品の当社製品への統合における問題
- ・ 当社が経験のない又は競合先が優位に立つ市場セグメントへ参入するにあたっての困難
- ・ 取得事業の営業利益率の低下、人件費の増加、並びに新製品の追加及び支援に関連したその他の費用による営業利益率への潜在的な下方圧力
- ・ 主要従業員の維持及び統合における課題
- ・ 当社の現金資源の大幅な削減及び/又は債務の発生
- ・ 予想される相乗効果又は費用節減を実現できないこと
- ・ 売上、販売流通部門並びにIT及び人事システムを含む管理システム等の統合又は拡充における困難
- ・ 合併の対価の一部として行われた普通株式の発行により生じる当社の既存株主の持つ株式の希薄化
- ・ 税務や訴訟を含む認識されていない負債及び関連する費用の引受け、並びに資源の流用
- ・ 経営陣が経営に注力できないことを含む、継続事業の活動における混乱、並びに、とりわけ買収後の統合過程における従業員の離職と顧客離れの懸念
- ・ 顧客、販売業者及び事業パートナーとの関係に対する潜在的悪影響

- ・ 当社が現在事業を行っていない地域にある取得事業の場合に発生する可能性のある運営上のリスク、規制、及び事業慣行上の問題
- ・ 公開企業にふさわしい統制、手順及び原則が取得企業に欠けている場合の実施徹底の必要性
- ・ 買収関連費用により発生する当社の利益に対する悪影響
- ・ 関係官庁による買収に関する調査の結果、当事業又は取得事業について求められる処分又は制限をはじめとする要件

当社がこれらのリスクを管理できない場合、当社が実行する買収は、当社の事業及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

例えば、当社は最近、コベリティ・インク(Coverity, Inc.)及びCodonomicon OYをはじめ、ソフトウェアの品質及びセキュリティ検査ツールのプロバイダ数社を買収した。この分野は周辺市場ではあるものの、当社にとっては新しい分野である。これらツールの顧客は多様であり、当社とこれまで取引のなかった業界も含まれている。新たなサービス需要に添えていくため、これまでと異なる販売及びマーケティング戦略を開発しなければならないかもしれない。当社は、ソフトウェア・コードにおけるセキュリティ上の脆弱性の検知や増加するプログラム言語に対するサポートを含め、同分野における技術開発について、正確に予測、準備し、また迅速に対応する必要がある。同時に、当社に比べ、より潤沢な資金、業界経験、ブランド力、確立した顧客関係を有する可能性のある新たな馴染のない競合先と競争しなければならないであろう。ソフトウェアの品質及びセキュリティ向上ツールの開発を成功させるため、当社は、既存製品への投資について巧みにバランスを保ち、また、新たな分野での専門性を有する従業員を確保し、慰留しなければならない。これらができない場合、当社は買収により予測されるメリットを実現できない可能性があり、そのため当社の利益及び財務状態に悪影響が及ぶ可能性がある。

会計方針若しくは基準の変更により、好ましくない会計上の費用や影響、財務報告における予想外の変動が引き起こされ、当社の営業成績の報告額に悪影響が及ぶ可能性がある。

当社は、米国一般会計原則(GAAP)に沿って当社の連結財務書類を作成している。これら原則は、米国財務会計基準審議会(FASB)、米国証券取引委員会(SEC)、適切な会計原則・指針の解釈及び作成を行うために設立された種々の機関による解釈の対象となる。

FASBは現在、一定の会計原則を収斂し、GAAPを基準とすることを求められる企業と国際財務報告基準(IFRS)を基準とすることを求められる企業の間での比較がより容易となる財務報告の作成を促進するため、国際会計基準委員会(IASB)と連携して作業している。こうした取組に関連し、FASBは、収益認識及びリース会計について新しい会計基準を公表した。

既存の原則、基準又は指針の変更は、当社の財務成績の報告額に重大な影響を及ぼし、また過去の実績の報告額に逆及的に影響を及ぼし、あるいは、財務結果の変動を引き起こす可能性がある。さらに、顧客や取引先との契約、会計システムやプロセスを大幅に変更することが必要となる可能性がある。これらの変更による費用及び影響は、当社の経営成績に悪影響を及ぼす可能性がある。

将来において当社の経営成績が変動し、当社の株価に悪影響を与える可能性がある。

当社の経営成績は四半期毎及び毎年変動し、当社の株価に悪影響を与える可能性がある。当社の過去の業績は、これらの定期的な変動により将来の業績を示唆するものであるとみなすべきではない。

以下を含む多くの要因が、当社の売上高又は利益を変動させている。

- ・ 当社顧客の製品に対する需要の変化並びに研究開発及びEDA製品・サービスに対する顧客の予算上の制約による当社製品への需要の変化
- ・ 業界又は顧客の統合及び技術革新により急速に変化するEDA業界における製品競争
- ・ 新製品及び新サービスを革新し発売する当社の能力又は当社が取得する製品及び技術を効果的に統合する当社の能力
- ・ 当社製品及びサービスは複雑なためしばしば膨大な顧客の評価と承認プロセスが含まれるため、販売サイクルが長期にわたり、これにより販売数が達成できない又は達成が遅延すること
- ・ 効果的な費用管理施策を実施する当社の能力
- ・ 売上高の大部分を占める比較的少数の大口顧客と、かかる顧客による当社製品の追加購入やライセンス更新に対する当社の依存
- ・ 製品売上構成の変化（ハードウェア製品等、利益率の低い製品の売上が増加することにより全体の利益率が押下げられるなど）
- ・ 当社の事業・技術の買収及び統合に関連する費用
- ・ 当社の実効税率の変更
- ・ 一部ハードウェア部品については、サプライヤーが1社に依存するなど、当社のハードウェアを製造する第三者への依存に起因する、スケジュールの遅延、コストの増加又は品質の問題
- ・ 半導体業界及びエレクトロニクス業界に影響を与える経済及び政治の概況

さらに、収益認識のタイミングは、以下を含む要因により、当社の収益及び利益を変動させる原因となる可能性がある。

- ・ ライセンス注文の取消し、注文水準の変更、又は前払いライセンス収益と期間ベース・ライセンス収益の構成割合の変更
- ・ 特定期間の1件以上の注文（特に前受収益を生成する注文）の遅延
- ・ 工事進行基準で会計上され、膨大な変更とカスタマイズを必要とする専門的サービス・プロジェクトの完了の遅延
- ・ 顧客が早期利用のために既に支払いを行っている、開発中のIP製品の完成・出荷の遅延
- ・ 割引を提供する又は将来の期間への収益を繰り延べることを定めた、顧客契約の修正又は更新
- ・ 当社のハードウェア収益レベル。当社のハードウェアの収益は、前払いで認識されており、主に当社が最新技術を提供し、顧客要件を満たす能力に依存しているが、余剰・陳腐化在庫の費用に影響を及ぼす可能性もある。
- ・ 収益認識モデルの変更

これらの要因又はここに記載されるその他の要因若しくはリスクは、当社の売上高又は利益に悪影響を与え、当社の株価の下落を引き起こす可能性がある。さらに、当社の業績が証券アナリスト及び投資家の期待に満たない場合、また期待を上回ることができない場合、あるいは証券アナリストが当社株式の評価を変えた場合、当社の株価は下落する可能性がある。当社の株価はこれまでも変動しており、今後もかかる変動が続くことが予想されることから、株主にとり、有利な時期又は株価で保有する株式を売却することがさらに難しくなるであろう。

当社は極めて競争の熾烈な業界において営業活動を行っている。革新的技術を低コストにて求める当社顧客の需要を充たし続けられない場合、当社の事業及び財政状態は損なわれる。

当社は、主にケイデンス・デザイン・システムズ・インク及びメンター・グラフィックス・コーポレーションといった、幅広い製品及びサービスを提供するEDAベンダーと競合している。また当社は、同市場への新規参入を含め、集積回路（IC）設計プロセスの1又は複数の個別の段階に特化した製品を提供するその他のEDAベンダーや、IP製品及びシステムレベル・ソリューションのベンダーとも競合している。さらに当社の顧客は、当社の知的財産製品と競合する自社設計品を含め、当社の製品と競合する設計ツール及び機能を社内で開発している。

当該業界における競争は熾烈であり、当社製品及びサービスに対する需要は動的であり、当社顧客の製品に対する需要、設計の開始及び顧客の予算上の制約を含む多数の要因に左右される。当該業界の技術は急速に発展しており、頻繁な製品の発売と機能拡張を特徴とし、業界標準や顧客要求も頻繁に変化する。半導体デバイスの機能に対する要求は高まり続ける一方でフィーチャ幅は縮まり、実質的にチップの設計及び製造にかかる複雑さ、コスト及びリスクは高まっている。同時に、当社の顧客及び潜在顧客は、全体的な設計総費用の削減を引き続き要求しており、それによって1社のベンダーへとEDA購入が集約する可能性がある。この環境下で成功を収めるには、当社顧客の求める技術要件を満たし、当社製品の価値を高める一方で、製品にかかる総費用と当社自身の営業費用を削減する努力が必須である。

当社は、主に技術、製品品質及び特性（使いやすさを含む。）、ライセンス及び使用許諾条件、契約後の顧客サポート、製品間での相互運用性、並びに価格及び支払い条件といった点について競合している。特に当社では、以下の競争上の要因が当社の成功に影響を与えると考えている。

- ・ 重要な開発サイクルや技術的变化を予測、先導し、迅速かつ効率的に革新し、当社の既存製品を改良し、新製品を成功裏に開発又は取得する当社の能力
- ・ 総合プラットフォームへの統合と個別製品の性能という2つの点において高いレベルの製品を提供する当社の能力
- ・ ライセンス利用の拡張、将来における購入権、価格割引、並びに複数のツールのコピー、契約後の顧客サポート、顧客がその他シノプシス製品のために当初ライセンスを受けたソフトウェアを交換することができる「リミックス」権等のその他の独自の権利、といったより有利な条件で当社の提供物の価値を高める当社の能力、並びに技術プールを購入する能力
- ・ 支払期間に基づいて競争を行っていく当社の能力

当社がこれらの競争上の要因に成功裏に対処できない場合、又は技術革新と総費用の削減という、相反する要求を調整することができない場合、又は新たな競争力に対応できない場合、当社の事業及び財政状態は悪影響を受ける可能性がある。

当社の独自の技術を保護できない場合、当社の事業に悪影響が及ぶ可能性がある。

当社の成功の一部は、当社独自の技術を保護することに依存している。当社の技術を保護するための努力は、費用がかかり、そして不成功に終わる可能性がある。当社は、当社独自の技術を保護するために、顧客、従業員及びその他の者との契約並びに世界中の知的財産法に依拠する。これらの契約が違反され、当社が違反に対する十分な救済策を有していない場合がある。さらに、当社は著作権侵害を防止する対策を講じているものの、その他の者が当社製品を不法にコピー又は使用しようと試みる可能性があり、これが収益喪失を生む可能性がある。現在外国において知的財産に対する有効な法的保護が得られない国があり、よってそれらの国において当社製品の無断使用を防ぐ能力は制限される。また当社の企業秘密が盗まれたり又はその他の方法によって知られたり、競合他社により独自に開発されたりする可能性もある。

当社は以下のいずれかの目的で、訴訟又はその他の法的手続きを開始する必要がある場合がある。

- ・ 当社の知的財産の侵害申立て
- ・ 当社の製品の著作権侵害行為からの防御
- ・ 当社の企業秘密又はノウハウの保護
- ・ 他社の所有権の権利行使可能性、規模及び有効性の決定

当社は、何らかの理由により適切な特許、著作権若しくは企業秘密の保護を取得しない若しくは維持しない場合、又はある管轄区域において当社の知的財産権を完全に防御できない場合、当社の事業及び経営成績は悪影響を受けるであろう。加えて、知的財産訴訟は長期にわたり、また費用もかかり不確定であるため、当該訴訟に関する弁護士費用は、当社の営業費用を増加させ純利益を減少させる可能性がある。

税法上の変更、地理上の利益構成比の変動、税務申告に関わる当社に不利な政府調査、年間実効税率の予測と実績の重大な差異等に起因し当社の実効税率が上昇した場合、当社の経営成績が悪影響を受ける可能性がある。

当社の事業は、米国及び複数の海外法域における法人税及び取引税の対象となるが、海外法域における利益の相当部分をアイルランド及びハンガリーの子会社が稼得している。当社が事業を展開する複数の法域における法定税率は地域によって大きく異なるため、移転価格の調整や移転価格に関する規制の変更など、地理上の利益構成比に変動があると、当社の実効税率が大きく影響を受ける可能性がある。さらに、税率の引上げ又は収入および支出費目の取扱いに不利な変更が生じるなど、当社が事業を行う法域において税法が変更された場合、当社の税金費用は大幅に増加する可能性がある。また、米国の所得税及び海外の源泉所得税については、その利益が子会社の運営に対し無期限に再投資されるとみなされる限りにおいて、一部の米国外の子会社の未分配利益に対する引当金は計上されていない。かかる利益の再投資についての当社の予想が変われば、当社の法人税費用は増加するであろう。

加盟国が連携する経済協力開発機構（OECD）による財源浸食と利益移転（BEPS）プロジェクトへの取組の結果、海外法域において、異なる税法の変更が発生する可能性がある。2015年10月5日、OECDは、従来からの数々の税原則について変更を促す一連の報告を出した。かかる勧告の多くが、当社が事業を展開する諸外国において採用されているところであり、そのため、これらの国における当社の税負担が増加する可能性がある。また、アイルランド共和国は法人居住地規則が改定されており、2021年1月1日までに当社の税務ポジションも変更する必要がある。かかる変更や諸外国における税改革に係る変更により、法人税における不確実性が増し、所得税等引当金に不利な影響を及ぼす可能性がある。米国では、法人税システムの包括的改革について、多くの改革案が提出され、これらが種々の立法及び行政機関によって検討されている。しかしながら、現時点でかかる提案が当社の実効税率に及ぼす影響全般を正確に判断することは不可能である。

当社の納税申告については、内国歳入庁並びに州、地方及び海外の税務当局による調査又は査察を受ける。当社は、全世界の所得税引当金を決定する際に重大な判断を行うが、通常の事業活動において、最終的税務額の決定が不確定である取引や計算が存在する場合がある。また当社は、買収企業の潜在的な税金負債について、その責を有する。当社の税金見積額は合理的なものであると当社では考えるが、査察の最終結果が、当社の過去の所得税引当額及び税金負債計上額に反映された査察結果と大きく異なる可能性がある。査察の結果として追加となった税金の査定額が、当社の所得税引当金及びかかる決断のなされた期間における純利益に悪影響を及ぼす可能性がある。

当社の年間実効税率の予測は、年間収益及び地理的な利益構成についての将来的な財務予測、数々の法域における税法の解釈、税務監査の結果予測をはじめ、様々な見積りや仮定に依拠しており、極めて複雑な作業である。予測ができない項目もあれば、発生する将来の期間における個別的な項目とみなされる場合もある。当社の見積りや仮定が不正確なものであった場合、実際の実効税率が予測と大きく異なり、当社の経営成績に重大な影響が及ぶ可能性がある。さらに、連邦政府による研究費控除及び特定の州政府による税控除に係る相当額の繰延税金資産を当社は保持している。これらの減税制度を活用するためには、当該法域において将来の課税所得が十分に稼働できることが必要となる。将来の所得予想に変更があった場合、繰延税金資産及び関連する経費の調整が必要となり、当社の財務成績に重大な影響を及ぼす可能性がある。

当社の予想以上に研究開発に対し資源を投資する必要が生じ、それによって当社の営業費用が増大し経営成績に悪影響を及ぼす可能性がある。

当社は研究開発に多くの資金を投じている。新規競合会社、半導体業界や競合会社における技術的進歩、当社の買収、当社の新市場への参入又はその他の競争上の要因により、予想を超える多くの資源の投資が求められる場合がある。当社が相当の売上増がなく、予想を超える多くの資源を投資することが求められた場合、当社の経営成績が悪化する可能性がある。さらに研究開発費用への定期的な投資は、当社の収益水準に左右されるものではないかもしれず、当社の財務成績に悪影響を及ぼす可能性がある。最後に、当社の研究開発への投資は、多額の、又は多額ではないにせよ、収益を生む製品の開発に結び付くという保証はない。

当社の事業のグローバル化により、当社は増大するリスク及び法令遵守義務にさらされ、当社の事業が悪影響を受ける可能性がある。

当社は米国外より収益のおよそ半分を稼働しており、当社の受注数及び収益は、米国外の顧客に対する販売に今後も依存していくと予想している。過去数年間で当社は米国外での事業を大幅に拡大してきた。当社は、この戦略により、資格のある技術者及び経営管理関係の従業員を雇用し維持すること、複雑なソフトウェア開発プロジェクトを行っている複数の遠隔地を管理すること、並びに米国外における知的財産の保護を確保することが求められている。当社の海外事業及び販売活動は、以下を含む増大する多数のリスクにさらされている。

- ・ 効果のない、知的財産権への法的保護
- ・ 海外の経済状況及び当社が事業を行う国の間の政治的緊張等の政治情勢
- ・ 海外汚職防止法その他汚職防止法により禁じられている商慣行の問題をはじめ、事業運営における文化的相違に適應する際の課題
- ・ 支払サイクルの長期化等の財政的リスク、及び売掛金回収における問題
- ・ 業務の混乱を引き起こす可能性のある不十分な現地の生活基盤
- ・ 関税、輸出許可その他の貿易上の障壁を含む政府による貿易規制
- ・ 追徴課税、利息及び罰金
- ・ 自然災害、テロ行為、市民による暴動、戦争及び感染症等の当社の管理範囲外のその他の要因

当社が事業を行う外国における経済情勢が悪化した場合、又は当社が海外事業を効果的に管理できない場合、当社の事業及び経営成績は悪影響を受けるであろう。

加えて、当社のグローバル事業は、腐敗防止、税務、コーポレート・ガバナンス、輸出入、財務及びその他の開示、プライバシー並びに労使関係に関するものを含む、多数の米国及び外国の法規制の対象となっている。これらの法規制は複雑であり、異なる又は相反する法的基準を含み、法遵守が困難かつ費用のかかるものになっている。当社がこれらの法規制に違反した場合、罰金、罰則又は刑事制裁が科せられ、1以上の国における事業の運営が禁止される可能性がある。当社はこれらの法規制を確実に遵守するための方針及び手続きを遂行しているが、当社の従業員、請負会社又は代理業者がこれらの法規制に違反しないという保証はできない。個々の又は全体としての違反は、当社の事業及び財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

また、当社の財務書類は、外国為替レートの変動により影響を受ける。米国ドルがその他の通貨に対して値を下げた場合、当社の海外子会社の費用は、当社の連結財務書類において米国ドルで換算することにより、増大する。同様に、米国ドルがその他の通貨、とりわけ日本円に対して値を上げた場合、当社の海外子会社の収益は、換算・連結時に減少する結果となる。為替レートは、急激かつ大幅な変動にさらされており、よって為替レートの変動による将来の影響を予測することはできない。当社は為替ヘッジ活動を行うが、当社の為替リスクを全てヘッジできないかもしれず、それにより、当社の経営成績に悪影響が及ぶ可能性がある。

サイバーセキュリティの脅威又はセキュリティ侵害は、当社又は当社顧客の機密情報を損ない、当社の事業及びセキュリティ検査ソリューションの信用をはじめ当社の信用を毀損する可能性がある。

当社は、知的財産権、当社や当社顧客に固有の事業に関する情報、社外秘の従業員情報を含む機密データを、当社のデータ・センター及びネットワークに保存している。当社はセキュリティ対策を講じているものの、当社のIT及びインフラは、ハッカーによる攻撃に脆弱であるかもしれず、また従業員による過失、不正行為又は機密データの喪失や未承諾の公開といった事態を生じさせるその他の障害によって破壊される可能性もある。

例えば2015年10月、当社は、当社の顧客ライセンス及び製品配給システムであるSolvNet上の当社の製品ファイル及び製品ライセンスファイルに対し、第三者による不正アクセスがあったことを検知した。かかるアクセスは2015年7月に始まっていた。顧客プロジェクトやデザインデータに対するアクセスはなかったと判断した。また、当該システムには特定個人情報や支払用カード情報は保存されていない。当社は不正なアクセス方法を検知し、遮断しており、財務成績に影響が及ぶとは考えていないが、将来、セキュリティ対策が再度破られる可能性があり、その場合当社の事業は信用が損なわれる可能性がある。ネットワークへの未承諾アクセスやシステムの妨害行為を行うために使用される技術は、頻繁に変更されており、概してターゲットに対してこうした行為が実行されるまで認知されない。こうした技術を予測することや十分な予防措置を講じることは不可能かもしれない。さらに、当社はその事業活動において第三者ベンダーを利用するが、これらベンダーのなかには当社従業員に関する機密情報を含む一部の社外秘データを保存するものもあり、こうした第三者がサイバーセキュリティの脅威にさらされることもある。ベンダーとの標準契約には、データの不正使用や開示を予防するための適切なセキュリティ対策やセーフガードを求める規定が含まれているものの、違反はそれでも起きる可能性がある。当社又は第三者ベンダーのシステムのセキュリティが破壊された場合、当社は適用のある法規則を順守できず、また法的申立て又は法的手続きの対象となり、営業活動は混乱し、当社の評判はダメージを被り、当社の製品及びサービスへの信頼が喪失する可能性があり、これら事態のいずれも当社の事業に悪影響を及ぼす可能性がある。

当社のソフトウェア製品はサイバー攻撃にさらされる可能性がある。攻撃によりソフトウェアが適切に機能しなくなり、顧客の作業結果にエラーが発生し、当社や顧客の専有情報が不正にアクセスされることを含め、被害が生じる可能性がある。その結果、当社の信用は損なわれ、顧客は当社製品の購入を中止し、訴訟や損害賠償のリスクが生じ、当社の財務成績も悪影響を受ける可能性がある。

当社は、コベリティ及びコデノミコンを買収した結果、ソフトウェア・クオリティ及びセキュリティ検査ソリューションの販売を開始した。サイバー攻撃は日増しに巧妙になっており、その複雑で新しい攻撃方法を特定できない場合、又は、新しい脅威ベクターについて研究開発に十分な資源を投資できない場合、当社のコベリティ・セキュリティ検査製品が顧客のソフトウェア・コードの脆弱性を検知できない可能性がある。セキュリティ上の欠陥の特定が実質的にできない場合、または特定できない危険性がある場合、当社のセキュリティ検査製品に対する信用が揺らぎ、顧客の流出や売上ロスが発生し、問題解決のためのコストが増加する可能性がある。さらに、コベリティ及びコデノミコンを買収したことにより、セキュリティに重点を置く企業としての認知度が高まり、ITインフラへの攻撃対象として当社が恰好の目標となる可能性がある。攻撃がされた場合、セキュリティに重点を置く企業としての当社の信用が損なわれる可能性がある。

当社の米国事業における流動性の要件により、当社は不安定な資本市場において現金を調達する必要に迫られる可能性があり、これが当社の財政状態にマイナス影響を及ぼす可能性がある。

2016年4月30日現在、当社の全世界における現金、現金同等物及び短期投資残高の約86%が当社の海外子会社によって保有されている。現在、かかる海外資金は、それが海外事業において当社が無期限に再投資した外国所得に由来する場合は、海外で無期限に再投資されるものとみなされる。当社は米国における現金支出のニーズに、主に米国における現金残高、キャッシュフロー、並びにタームローン・ファシリティ及びリボルビング・クレジット・ファシリティにおいて調達可能な融資額を充てる予定である。2016年4月30日現在、タームローン・ファシリティ150.0百万ドルの債務残高は30.0百万ドルであり、リボルビング・クレジット・ファシリティ500.0百万ドルの債務残高は220.0百万ドルであった。米国において、当社の現金支出のニーズが生じ、その金額がこれらの流動性の源泉による額を超過する場合、当社は予想よりも高い金利にて追加の債務を負うか、又はその他の資金調達手段を利用する必要に迫られ、これが当社の経営成績、資本構造又は当社普通株式の市場価格に悪影響を及ぼす可能性がある。

当社は、当社の製品が第三者の知的財産権を侵害しているという申立てを受ける場合がある。

当社は随時、当社が第三者の知的財産権(特許権を含む。)を侵害しているとした申立てを受ける。例えば、当社と2012年10月に買収したEmulation & Verification Engineering S.A. (EVE)は、メンター・グラフィックス・コーポレーションに関する係争中の特許侵害訴訟の当事者となっている。うち1件では、陪審団が、特許侵害に対する賠償金として当社側に約36百万ドルの支払いを求める評決を下し、当該裁判所は、陪審団が特許侵害とみなす機能に関する販売行為を禁止する差止命令を出した。当社は、かかる差止命令及び最終判決について控訴した。さらに、当社の製品が第三者の知的財産権を侵害した場合、当社の顧客契約及びその他のライセンス契約に基づき、当社が顧客に対して補償を行うことに同意する場合が多くある。知的財産権侵害が申立てられた場合、結果として費用及び時間のかかる訴訟となり、当社がロイヤルティ契約を締結すること、賠償責任を負うこと若しくは製品販売の差止命令を受けること、一連の特許を無効とすること、当社の顧客にライセンス料の弁償をすること若しくは将来の支払いが取消されること、又は特定の当社製品を再設計することが求められる可能性がある。これらの事項のいずれも、当社の事業及び経営成績に悪影響を及ぼすおそれがある。

製品のエラーや欠陥によって、当社は損害賠償のリスクを負い、当社の信用が損なわれ、市場シェアを失う可能性がある。

当社製品の発表前に広範な試験が実施されるにもかかわらず、ソフトウェア製品は、特に最初に導入された時又は被買収会社が開発した技術と統合する際に、エラー又は欠陥を含む場合が多い。製品のエラーは、当社製品の性能又は相互運用性に影響を及ぼし、新製品や新バージョンの開発又は発表を遅延させ、市場による受入れ又は製品の認識に悪影響を及ぼす可能性がある。加えて、当社のIP(「知的財産」)製品の使用に起因する製造上の問題に関する申立てがなされた場合、例え虚偽であったとしても当社の信用に悪影響を与え、顧客が当社からのIP製品のライセンス供与を躊躇する可能性がある。かかるエラー若しくは新製品若しくは新バージョンの発表、又は性能不十分という申立てにより、当社は顧客を失い、そのサービス費用が増加し、損害賠償を負担することとなり、当社の資源がその他の業務に配分されなくなる可能性がある。これらのいずれの要因も、当社の事業及び経営成績に悪影響を及ぼすおそれがある。

当社は訴訟の対象となり、当社の事業が損なわれる可能性がある。

当社は、全世界にわたって株主、消費者、雇用、競争及びその他の問題に関わる法的申立て又は規制事項の対象となる可能性がある。訴訟は固有の不確実性が伴い、不利な判決が下される可能性がある。不利な判決には金銭的損害賠償が含まれ、差止救済が求められる場合は、当社による1以上の製品の製造又は販売が禁止される差止命令が含まれる。当社が不利な判決を受けた場合、当社の事業及び経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当社は第三者のソフトウェアや知的所有権を今後も確保できるか、またそれを合理的な条件で確保できるかわからず、その結果、当社の事業が中断し、財務業績が損なわれる可能性がある。

当社は、製品の研究開発のために、第三者からソフトウェア及びその他知的財産についてライセンス供与を受けており、当社の製品に搭載している場合もある。また、当社の製品と他社の製品の互換性を検査するためや、当社の専門サービスに関連し、競合他社を含め、第三者のソフトウェアについてライセンス供与を受けている。これらのライセンスについては、随時、再交渉や更新が必要であり、また将来、新たなライセンスを確保する必要があるかもしれない。第三者が、自社の技術を適切にサポートし維持することを中断するかもしれない、あるいは、かかる企業又はその技術が競合他社に買収される可能性もある。当社が、第三者のソフトウェアや知的財産を合理的な条件で確保できない場合、あるいは、全く確保できない場合、関連製品を販売することができなくなり、顧客は製品を使用できなくなり、また、製品開発プロセスや専門サービスの提供が中断することとなり、当社の財務成績、顧客、信用に悪影響が及ぶ可能性がある。

また、第三者の知的財産を当社の製品に搭載することにより、当社や当社の顧客が知的財産を侵害していると訴えられる可能性がある。当社は、契約を結ぶことで、かかるリスクを緩和するよう努めているが、損害賠償請求を受ける可能性を十分に抑えることができない可能性がある。また結果に関わらず、知的財産侵害の訴えにより、膨大な資源を割かなければならず、また経営陣の注意が削がれるおそれがある。

当社の製品及び技術は、当社が買収したものを含め、オープンソース・ライセンスに基づきライセンス供与されたソフトウェアを含む可能性がある。一部のオープンソース・ライセンスにおいて、オープンソース・ソフトウェアに基づき当社が作成した修正版や派生版について、その利用を求められたり、ライセンス供与することを求められる場合が出てくる可能性がある。当社のオープンソース・ソフトウェアの使用を監視し、制限する方法やプロセスはあるものの、オープンソースの利用に関連するリスクを排除することはできず、適切に対応しなければ、予期せぬ義務が生じ当社の事業が損なわれる可能性がある。

当社の上級経営陣及び主要な従業員を適時に雇用し維持できないことは、当社の事業に悪影響を及ぼす可能性がある。

当社は、将来の成功を促進するために、主に当社の上級経営陣の主要メンバーの役務に依存している。当社が上級経営陣のメンバーを失った場合、当社の事業は悪影響を受ける可能性がある。成功するためには、当社はまた、買収に関連して当社に入社した者を含め、主要な技術、販売及び管理関係の従業員を引き付け、維持しなければならない。資格を有するEDA及びIC設計エンジニアの数は限られており、それらの者に対する競争は熾烈であり、激化の一途をたどっている。当社の従業員は、当社の競合他社及び当社の顧客によって積極的に引き抜かれる場合が多い。主要な技術、販売及び管理関係の従業員を雇用し維持することができない場合、当社の事業、経営成績及び財政状態は悪影響を受ける可能性がある。さらに、有能な従業員を雇用し保持するための当社の努力が、費用のかかるものとなり、当社の営業費用に悪影響を及ぼす可能性もある。

当社は、当社の報奨全般の主要な構成要素として、ストック・オプション及び制限株式ユニットを発行し、従業員株式購入プランを維持している。当社は、株主に対する希薄化効果を理由として当該株式報酬の利用を制限しようとする圧力に直面している。当社が、将来において魅力ある株式報酬パッケージを提供できない場合、主要な従業員を引きつけ維持することが困難となるおそれがある。

当社の事業は、発展していく企業統治及び公的開示規制に影響を受ける。それは当社のコンプライアンス費用及び違反リスクを増大させ、当社の株価に悪影響を及ぼす可能性がある。

当社は、SEC、ナスダック及びFASB等の多数の政府機関及び自主規制機関により発布された規則や規制とそれらの変更に従っている。これらの規則や規制は、その範囲や複雑性を増し続けている。また、議会が施行した法律に対応して多くの新しい要件が生じている。そのためコンプライアンスはより困難で不確実なものになっている。例えば、当社のドッド・フランク金融規制改革・消費者保護法及びその他の新しい規制（当社のハードウェア製品に影響のある「紛争鉱物」規制を含む。）を遵守するための取り組みは、結果として、一般管理費を増大させ、経営陣の時間及び労力を収益稼得活動から遵守活動に向けさせた。今後もこの状況が続く可能性が高い。

当社による管理及び法令順守プログラムの有効性には固有の限界がある。

管理システムが適切に構築され運営されたとしても、その目標が達成されるかについて、当該システムは、合理的保証を提供するにすぎない。さらに管理システムの構築は、資源の制約があるという事実を反映し、管理することの利点はその費用と比較して考慮されなければならない。全ての管理システムには固有の制約があるため、管理問題及び不正行為の実例があったとして、その問題や不正行為全てが検出されたことを確実に保証できるような管理への評価はない。加えて、当社は従業員向けのコンプライアンス・プログラムや法令遵守の研修を実施しているが、こうした対策によって当社の従業員、下請業者又は代理人が適用のある法規則に違反する、また当社方針を違反・回避することがないとは限らない。当社の管理システム及び法令順守プログラムがエラー、不正又は法令違反を防ぐことができなかった場合、当社の事業は重大な悪影響を受ける可能性がある。

当社の投資ポートフォリオは資本市場の悪化によって損なわれる可能性がある。

当社の現金同等物及び短期投資ポートフォリオには投資適格政府機関証券、資産担保証券、社債、コマーシャル・ペーパー、譲渡性預金、マネー・マーケット・ファンド、地方債その他証券、及び銀行預金が含まれる。当社の投資ポートフォリオは、金利リスクと信用リスクの双方が付帯する。固定金利の債務証券は、信用格付けの引下げ若しくは金利の上昇によって市場価額が悪影響を受ける可能性があるが、変動金利の有価証券は、信用格付けの引下げや金利の引下げが生じた場合に予想よりも少ない利益しか生まない場合がある。とりわけ欧州における一部銀行への資本圧力、継続中の低金利環境により、当社の金融商品の一部は、減損が生じる可能性がある。

当社の将来の投資収益は、金利の変動により、又は当社が保有する投資の公正価値の下落が一時的でないとは判断された場合において、予想を下回る可能性がある。さらに、発行者の信用状況や金利の変動により市場価額が下落した有価証券を売却しなければならなくなった場合、元本割れとなる可能性がある。

当社は、財務書類の作成にあたり、特定の仮定、判断及び見積を行うが、これは当社の連結財務書類の報告額に影響を及ぼすものであり、この報告額が正確でない場合、当社の財務実績は重大な影響を受ける可能性がある。

当社は、金融商品の公正価値、のれん、長期性資産及びその他の無形固定資産、繰延法人税資産の実現可能性、収益認識として株式報奨の公正価値等、多くの項目について仮定、判断及び見積を行う。また、当社は販売手数料や変動報酬を含む従業員関連負債の引当や、不確定のタックスポジションに対する引当、繰延税金資産にかかる評価性引当金、不良債権に対する引当、そして法的債務を決定するにあたり、仮定、判断及び見積を行う。こうした仮定、判断及び見積は、過去の事例や、連結財務書類の作成日現在の状況に基づき合理的であると考えられるその他のさまざまな要素を加味して決定されるが、実際の結果は当社の見積と大幅に異なる可能性があり、見積と実際の数値の差異が、当社の財務実績に重大な影響を及ぼす可能性がある。

大災害が起こった場合、当社の事業に混乱を来し、当社の経営成績に悪影響が及ぶ可能性がある。

当社はグローバルに事業を展開するため、世界中で発生する災害によって、当社の経営成績が悪影響を受けるおそれがある。当社は、開発、マーケティング、営業、サポート及び販売活動において、グローバル・ネットワークからなるインフラ・アプリケーション、エンタープライズ・アプリケーション、及びテクノロジー・システムに依拠している。大規模な地震、火災、電気通信の故障、サイバー攻撃、テロ攻撃、伝染病又はその他の大惨事が生じた場合、これらのシステムの混乱又は故障は、システムの遮断、当社の製品開発の遅延、重要なデータの損失を引き起こし、当社の顧客の注文を履行することができなくなる可能性がある。さらに、当社の本社、研究開発活動の大部分、データ・センター及びその他の重要な企業活動の拠点の一部は、主な地震断層に近いカリフォルニアに所在する。当社のデータ・センター又は重要な事業若しくは情報技術システムの故障又は混乱を招く大惨事は、当社の通常の事業活動を遂行する能力に重大な影響を与え、その結果、当社の経営成績は悪影響を受ける可能性がある。

市場リスクに関する定性的及び定量的開示

その他の契約 - クレジット・ファシリティ

2012年2月17日、当社は、(i)350.0百万ドルの上位無担保リボルビング・クレジット・ファシリティ（以下「リボルビング融資枠」という。）、及び(ii)150.0百万ドルの上位無担保タームローン・ファシリティ（以下「タームローン」という。）について複数の貸付人と契約（以下「融資契約」という。）を締結した。タームローンの元本は四半期毎に7.5百万ドルが返済され、残額は2016年10月に支払期限となる。当社はタームローンの全額又は一部の繰上返済を選択することができ、割増金や違約金はかからない。2015年5月19日、リボルビング融資枠を350.0百万ドルから500.0百万ドルに引き上げ、またその期限を2016年10月14日から2020年5月19日に延長するため、前述の融資契約が改定された。改定融資契約では、一定の現金水準の維持を求めるといった財務制限条項も修正され、一定のインタレスト・カバレッジ・レシオが当社に求められることになった。貸付人から融資枠の拡大が受けられる場合、2019年5月まで改定融資契約による借入額の元本を最大150.0百万ドル増加することができる。当改定融資契約には、当社が最大借入比率を超えずに業務を行い、一定のインタレスト・カバレッジ・レシオを維持する必要があるとする財務条項とその他の非財務的な条項が組み込まれている。2016年4月30日現在、当社は全ての財務条項を遵守している。

2016年4月30日現在、タームローンの借入残高は30.0百万ドル、リボルビング融資枠に基づく借入残高は220.0百万ドルであったが、いずれも短期借入金と分類される。2015年10月31日現在、タームローンの借入残高は45.0百万ドル、リボルビング融資枠に基づく借入残高は160.0百万ドルであったが、いずれも短期借入金と分類された。借入には、改定融資契約で定められた当社が選択した市場で観察可能な基準金利に、利幅を上乗せした変動金利の利息がかかる。2016年4月30日現在、タームローンによる借入金利はLIBOR + 1.125%、またリボルビング融資枠による借入に対する適用金利はLIBOR + 1.000%である。さらに、リボルビング融資枠の日々の契約額に対し、当社の借入比率に基づき、年率0.125%から0.200%のリボルビング融資枠に係るコミットメントフィーを支払う。

2016年度第2四半期終了以降、当社は、リボルビング融資枠に基づき新たに125.0百万ドルを引き出した。2016年5月24日現在、リボルビング融資枠に基づく返済額控除後の借入残高は335.0百万ドルである。

2016年4月30日現在、当社の市場リスクに対するエクスポージャーについて、2015年10月31日以降、重要な変更はなかった。

第四部【組込情報】

(1) 2015年度外国会社報告書及びその補足書類 平成28年2月29日 関東財務局長に提出

(2) 2016年度外国会社半期報告書及びその補足書類 平成28年7月22日 関東財務局長に提出

尚、上記外国会社報告書及びその補足書類(平成28年2月29日提出)並びに外国会社半期報告書及びその補足書類(平成28年7月22日提出)は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としている。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

第六部【特別情報】

【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項なし。